

NHK、受信料民事督促、たった48件で脅すつもり？

—支払い再開はほんとうに信頼の回復の証なのか—

1. ホットラインに寄せられた切実な声

2006年10月5日、NHK橋本会長の会見では、滞納受信料の民事督促にむけて、NHKからの最後通告を出す旨発表された。10日にはNHK石原経営委員長から、最後通告を都内の48件の滞納者に発送した旨の発表がなされ、同時に、橋本会長会見後の5日間で、支払い再開が急増したとの報告がなされた。さらに、24日には、NHK経営計画担当理事が5日以降20日までの15日間で支払い再開・新規契約あわせて1万5000件に及んだ、とそのアナウンス効果を強調した旨、報道されている。

10月10日、「NHK受信料支払い停止運動の会」の記者会見でも述べているように、私たちの会の立ち上げの理由は、番組への政治介入を許して反省のないNHKに対し、受信契約における視聴者の唯一の対抗手段ともいえる「受信料の支払い停止」という方法で、真の公共放送の役割を担って欲しいと願うことにある。しかし、NHKは、視聴者との信頼関係を築くといいつつ、犯罪的な「不祥事」を次から次へと引き起こし、明るみになっているのが現状である。

これまでも、「支払い停止運動の会」にはメールや電話での問い合わせや相談が続き、「受信料よろず相談」の感があったが、「民事督促」を機に開設したホットラインの電話は、新聞報道・テレビ番組で紹介された直後から、鳴りっ放しで、交替なしでは食事もとれない状況だった。それでも相談者は、「話し中」が続きようやくつながったとほっとされるようだった。私も転送による電話の一部に対応することになった。

私が受けた電話だけでも宮崎県から青森県まで、全国に及んだ。多くの相談者は、新聞やテレビで電話番号を知り、不払いをしているので心配だからとまず切り出す。当方からは、何時から、どういう理由・事情で不払いとなったかをまずお尋ねする。パターン化すると以下のようなになる。

① 「不祥事」に腹を立てて

圧倒的に多かったのが、一昨年来のNHK「不祥事」に怒り、支払いを止めたが、民事督促を受けるとどうなるのかという不安を訴えるものであった。

今回の民事督促通告は東京23区内19万件的滞納者から48件の抽出過程をお知らせし、督促対象者を不祥事以前(約2年前)の5年未満の不払い者に限定していることを説明すると、たいていは安心される。48件というのは、時効なども明らかに及ばない、不祥事にも言及しない滞納者、NHKにとってもっとも請求しやすい滞納者だけを恣意的に選んだ結果である。私たちも滞納が5年以上を超えた人たちが対象となっていなかった理由が分かってきて、まるで「見せしめ」のような構図が見えてくる。民事督促、法的措置、裁判、差押えなどということばを聞けばたいていの視聴者は何事かと心細くなるにちがいない。必要以上に不安と衝撃を与え、その勢いで支払い再開を増加させようとする意図が丸見えで、いわば脅しにも似ている。NHKのそうしたやり方に反感を覚える人たちも少なからずいた。

だから、相談者には、まず自分はなぜ不払いになったのか、支払いをしないのかを地元のNHKにむしろ積極的に伝えるべきではないかとお話している。

② おおぜいの未契約があるのに、不公平じゃない？

不公平感を訴えるものも多かった。集合住宅に住んでいるが隣近所で払っていない世帯が多い、未

契約でテレビを見ている人が多い、知人友人も払っていない、基地内では免除されているではないか、などの理由で払う気がしない。しかし、今回の措置にどう対応したらいいか、というものであった。①と同様、そのような理由を最寄りのNHKにはきちんと伝える必要がありますよ、と答えている。黙って不払いを続け、伝えないことにはNHKには届かない。しかし、滞納者総数の何倍かの900万件を越える未契約者や長期滞納者をこれまで放置してきたNHKの責任はきわめて大きいし、不公平感はなかなか解消しないであろう。

私は会の賛同者として、「支払い停止運動の会」は、大いなる不公平の解消の努力を見届けつつ、受信契約を前提に欠陥のない番組提供があるまで、過去の反省があるまでは、支払い停止をしようという趣旨を伝えたつもりである。

③ 経済的困窮者にも容赦ない督促

年金だけで暮らしている高齢者からの相談も多かった。会社をリストラされたという方もいる。低所得者にとって受信料負担は大きく、なかには生活保護を受けているという方もいた。生活保護を受けている方には免除制度があることを伝え、今回の民事督促では、経済的理由による不払いは対象からはずされていることも伝えた。経済的な理由で支払えないことをはっきり伝えるよう、お話しする。なかには転居したばかりで、受信契約をして置きたいがという相談者もあらわれ、NHKの受信申込みのフリーダイヤルを教えることもあり、まるでNHKの広報のようだと言ったこともあった。

④ NHKの番組は見たくない

NHKは見たくない、見てもいないのになぜ支払うのか。見えないようにスクランブルをかけて欲しい。電波障害でよく映らないのに受信料は支払えない。こんな場合でも民事督促はあるのか、というお尋ねである。

解約の方法などはまったくといっていいほど知られてない。解約の意思表示を文書でするのがベストだが、とにかく、まず、NHKにその旨伝えなければならない。銀行振込みの解約が即受信契約解約と誤解している相談者も多かった。そうした人たちへのケアなくして、一方的に請求書だけを送りつけたり、態度の悪い集金人が回ってきたりでは、まともに事情を説明したり、異議を申し立てることもできない。コールセンターの対応もおおざなりで、埒が明かない、という声も多数あった。解約の意思の固い方には、テレビを置くだけで受信料が自動的に発生するという現放送法に触れつつ、解約したい理由を明確に伝えるよう、とお話している。

2. 支払い再開増加のからくり—滞納分はチャラにする?!

今回の民事督促が発表されたのと同時に、NHKは全国各地の放送局からいっせいに滞納者に請求書を発送しているらしい。突然数十年に及ぶ滞納額の請求書を送りつけられてパニックに陥り、どんなものが差し押さえられるのか、払えなかったら刑務所へ入れられるのかと、悲鳴にも近い声も飛び込んでくる。わずかな民事督促で多くの視聴者を不安に陥れる、その姿勢自体が問われるべきであろう。

地域スタッフと呼ばれる集金人は、今から支払いをしてくれれば、過去の分はいつでもいいですよ、払えるときで結構ですよ、と「やさしく」「執拗に」支払い再開を勧めているという。なかには、帰り際に「過去の分はチャラにしますから」とまで言い残す集金人が各地に出没しているという報告も受けている。こんな手段で支払い再開をさせて、信頼回復のバロメーターのごとくに喧伝するのでは、ますます信頼を失う結果を招く。さらに、NHKの受信料制度自体の否定につながるのではないか。これまで長い間、放置していた未契約者・長期滞納者を含む視聴者同士の不公平感をますます助長す

ることはあっても、信頼回復への道のりは遠くなるばかりである。

3. NHKには公共放送としての自覚と責任があるはず

それでも、NHKには真の公共放送の担い手としての実体を持ってほしいという願いを、私はまだ捨てきれない。政府広報と変わらないニュース報道、政治権力の介入を受け入れてしまった番組の数々、視聴率優先、ポピュリズムの跋扈、杜撰な経営は、メディアの基本たる論点の提示、調査力、批判力の欠如をもたらす。人件費や取材費が民放と桁違いに高い。使い込みや無駄遣いが日常化している上に、会長の退職金・経営委員の報酬・解説委員の数の多さなどにも見られるような厚遇、天下りや下請けは役人並みである。それがほとんど視聴者からの受信料でまかなわれていることを思うとやりきれない。

公共放送としての自覚と責任をもって、政治権力におもねることなく、視聴者の受信料に見合うだけのサービスに努めるべきであろう。相談者の切実な声を聞きながら、NHKが役所のような無責任体制から抜け出すのを見届けなければと、「支払い停止」の覚悟を新たにしている。

4. もしも裁判になったら・・・

私に民事督促が来れば、裁判に持ち込んで法廷で争いたいと思っている。知り合いの弁護士からは、弁護士がいなくても、費用もかけずに一人で十分対応できるということも聞かされている。学生時代に六法はあまり開かなかつたけれど、新しい六法を買って勉強するかな。

「10月末日までに支払いや支払いの約束が取れば民事督促の手続には入らない」とNHKは発表しているが、48件中何件が督促に応じたという結果も発表するのだろうか。予想以上に多かつたら・・・、少なかつたら・・・、いずれにしてもNHKは苦境に立たされるであろう。全国各地で裁判が進行し始めたらどうなるのか、今回の最後通告の効果が薄いとしたりどうなるのか。各地で「民事督促をやるぞ、やるぞ」と拳を振り上げたにしても、その効果は？振り上げた拳をどう振り下ろすのだろうか。(10月30日)